（注）1．◎印は、必ず設置しなければならない実験設備等を示す。
2．○印は、なるべく設置を要する実験設備等を示し、備考に従って設置しなければならない。
3．上表の実験設備等については、適切に実験又は実習を行うことができると認められる場合は、借用のものであっても、差し支えない。
4．上表の実験設備等において、当該実験設備等に代用することができる実験設備等がある場合にはこれに代えることができるものとする。

○経済産業省告示第七十二号

経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十二年経済産業省令第七号）の施行に伴い、及び経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則（昭和四十九年通商産業省令第四十号）第二十条第一項及び第二項第三号の規定に基づき、経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則第二十条第一項の届出等を行おうとする者の使用に係る電子計算機の技術的基準及び同令第二十条第二項第三号の電子証明書等に関する告示を次のように定め、平成二十二年四月一日から施行する。

平成二十二年三月三十一日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　赤松　広隆

経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則第二十条第一項の届出等を行おうとする者の使用に係る電子計算機の技術的基準及び同令第二十条第二項第三号の電子証明書等に関する告示

第一条　経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則（昭和四十九年通商産業省令第四十号。以下「規則」という。）第二十条第一項に規定する届出等（以下単に「届出等」という。）を行おうとする者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、次の各号に掲げる機能のすべてを備えたものとする。

一　経済産業大臣が交付するソフトウェア又は経済産業大臣の使用に係る電子計算機から入手したソフトウェアを用いて、経済産業大臣の使用に係る電子計算機から入手した様式に入力できる機能

二　インターネットを利用して経済産業大臣の使用に係る電子計算機と通信できる機能

第二条　届出等を行う者が、規則第二十条第一項ただし書の規定に基づき書面等を提出するときは、当該書面等に経済産業大臣が電子情報処理組織を使用して届出等を行った者に対して付与する識別番号を表示して、電子情報処理組織を使用して届出等を行った日から三日以内に当該書面等を提出しなければならない。

第三条　規則第二十条第二項第三号に規定する電子証明書は、次に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

一　政府認証基盤（複数の認証局（ＩＳＯ／ＩＥＣ（国際標準化機構／国際電気標準会議。以下単に「ＩＳＯ／ＩＥＣ」という。）九五九四－八（二〇〇一年版）の三・三・一六に規定する認証局をいう。以下同じ。）によって構成される認証基盤（ＩＳＯ／ＩＥＣ九五九四－八（二〇〇一年版）の三・三・四五に規定する認証基盤をいう。）であって、行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。以下同じ。）におけるブリッジ認証局（政府認証基盤を構成する認証局であって、政府認証基盤を構成する他の認証局以外の認証局と相互認証（ＩＳＯ／ＩＥＣ九五九四－八（二〇〇一年版）の八・一・二に規定する相互認証をいう。以下同じ。）を行うことができるものをいう。）と相互認証を行っている認証局で政府認証基盤を構成する認証局以外のものが作成した電子証明書（規則第二十条第二項第一号に規定するものを除く。）であること。

二　経済産業大臣が交付するソフトウェア又は経済産業大臣の使用に係る電子計算機から入手したソフトウェアを用いて送信することができる電子証明書であること。

○経済産業省告示第七十三号

自転車競技法施行規則（平成十四年経済産業省令第九十七号）第十六条第一項第一号、第三号及び第五号ただし書の規定に基づき、平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの一競輪場当たりの年間開催回数及び年間開催日数並びに一競輪施行者当たりの年間開催回数を次のように定め、平成二十二年四月一日から適用する。

平成二十二年三月三十一日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　赤松　広隆

一　一競輪場当たりの年間開催回数及び年間開催日数

競輪場名	年間開催回数	年間開催日数
函館	十四回	六十二日
青森	十二回	五十八日
いわき平	十二回	五十八日
弥彦	十二回	五十八日
前橋	十回	五十二日
取手	十二回	五十八日
宇都宮	十二回	五十八日
大宮	十二回	五十八日
西武園	十二回	五十八日
京王閣	十二回	五十八日
立川	十二回	五十八日
松戸	十二回	五十八日
千葉	十二回	五十八日
川崎	十二回	五十三日
平塚	十回	五十二日
小田原	十二回	五十八日
伊東温泉	十二回	五十八日
静岡	十二回	五十八日
一宮	十二回	五十八日
名古屋	十二回	五十八日
岐阜	十二回	五十八日
大垣	十二回	五十八日
豊橋	十三回	五十八日
富山	十二回	五十八日
松阪	十二回	五十八日
四日市	十二回	五十八日
福井	十二回	五十八日
大津びわこ	十二回	五十八日
奈良	十二回	五十八日
京都向日町	十二回	五十八日
和歌山	八回	四十六日
岸和田	十二回	五十八日
玉野	十二回	五十八日
広島	十二回	五十八日
防府	十二回	五十八日
高松	十二回	五十八日
観音寺	十二回	三十七日
小松島	十二回	五十八日
高知	十二回	五十八日
松山	十二回	五十八日
小倉	十二回	五十八日
久留米	十二回	五十八日
武雄	十二回	五十八日
佐世保	十二回	五十八日
別府	十二回	五十八日
熊本	十二回	五十八日